

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																															
森ノ宮医療学園専門学校		昭和48年3月1日	清水 尚道	〒 537-0022 (住所) 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																															
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人森ノ宮医療学園		昭和52年4月1日	清水 尚道	〒 537-0022 (住所) 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	鍼灸学科(昼間部)	平成12(2000)年度	-	平成26(2014)年度																														
学科の目的	森ノ宮医療学園専門学校 鍼灸学科は、はり師きゅう師に必要な理論並びに技術の専門教育を行い、かつ医療人としての人格・教養をたかめ、もって社会の福祉と国民の健康の保持と増進に寄与することを目的としています。																																		
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	鍼灸学科は国家資格であるはり師およびきゅう師の資格取得を目指す学科です。座学はむろん、実技教育に力を入れているのが特徴となります。令和5年度の本校における退学率は8.6%でした。																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																											
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,662 単位時間		1,640 単位時間	374 単位時間	180 単位時間	0 単位時間	468 単位時間																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																															
270人	187人	0人	0%	9%																															
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 60人</p> <p>■就職希望者数(D) : 55人</p> <p>■就職者数(E) : 53人</p> <p>■地元就職者数(F) : 39人</p> <p>■就職率(E/D) : 96%</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 74%</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 88%</p> <p>■進学者数 : 0人</p> <p>■その他</p> <p>就職を希望しない者5名</p> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 鍼灸院、病院、診療所</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 有</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 受審年月: 2019年12月 評価結果を掲載したホームページURL <a href="https://www.morinomiya.ac.jp/">https://www.morinomiya.ac.jp/</a></p>																																		
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.morinomiya.ac.jp/">https://www.morinomiya.ac.jp/</a>																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,662 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>372 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,662 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>372 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>180 単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	2,662 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	372 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	2,662 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	372 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	180 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	2,662 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	372 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																		
うち必修授業時数	2,662 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	372 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	180 単位時間																																		
総単位数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																		
うち必修単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15人</td> </tr> </table> <p>上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <p>15人</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	12人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	15人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	12人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																		
計	15人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

はり師及びきゅう師養成施設においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等により、教員としての条件が他の専門課程より厳しく設定されていますが、本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、教員条件を有する臨床家に、兼任教員として、特に実際の医療現場で求められている技能・知識あるいは様々な症例・患者への対応等を踏まえた学生への実践的な教育をお願いしています。毎年開催している職員会議には専任教員だけでなく、兼任教員にも出席していただき、授業内容や学生の状況等のご意見をいただいたうえで、校内で本校の教育方針との合致等の検討を行い、カリキュラムや学生指導に反映させています。以上のようなこれまでの状況に加えて、教育課程編成委員会の設置により、一層外部医療資格者との連携が行いやすくなったと考えています。今後も引き続き、多くの臨床家と連携を行い、実際の医療の現場が求める知識・技術・技能を把握した上で、より実践的な教育課程の編成ならびに教育内容の充実を目指していきたくと考えています。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規程等に規定の通り、専任の教学部門の責任者と、医療現場で臨床に従事する医療資格者とを構成員とする教育課程編成委員会は、組織上はいずれにも所属せず、独立した委員会として、医療現場が求める実践的かつ専門的な教育内容について自由な立場から協議し、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと提言する諮問機関という位置付けとなっています。このように、委員会の提言は本校の掲げる医療現場で活躍できる医療人の育成という目標を達成するための教育課程の編成に反映できる体制を整えています。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
山下 仁	全日本鍼灸学会	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
勢志 有次	Ryuzaki鍼灸院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
一井 彩乃	安本鍼灸本院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
清水 尚道	森ノ宮医療学園専門学校	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
由良 拓巳	森ノ宮医療学園専門学校	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
矢納 秀司	森ノ宮医療学園専門学校	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)  
毎年8月および翌年2月の年2回

(開催日時(実績))

第1回 令和5年8月8日(月)  
第2回 令和6年3月15日(金)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

開校当初より、毎年開催している職員会議において、医療現場に従事する兼任教員から伺った意見を教育課程及び授業内容へ反映してきており、医療の現場や業界とともに教育課程を作り上げてきた実績は40年に及びます。特に実技・実習といった実際の医療現場で求められる技術や知識を養う授業において、豊富な経験と知識を活かした提言がなされており、例えば1年次の基礎はり・きゅう実技における施灸や壮数試験の課題などは、医療現場で求められているレベルを見据えて他校よりも厳しい設定となっているなど、現場を熟知した医療人からの提言として活用しています。また、近年進んでいる学生の多様化に対しても、一人一人の個性を見極めた上で指導方針を立て、その情報を専任教員と共有するなど、兼任教員が医療人の先輩としての立場から学生指導にあたっているメリットを存分に発揮した提言がなされています。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

開校当初より、毎年開催している職員会議において、医療現場に従事する兼任教員から伺った意見を教育課程及び授業内容へ反映してきており、医療の現場や業界とともに教育課程を作り上げてきた実績は40年に及びます。特に実技・実習といった実際の医療現場で求められる技術や知識を養う授業において、豊富な経験と知識を活かした提言がなされており、例えば1年次の基礎はり・きゅう実技における施灸や壮数試験の課題などは、医療現場で求められているレベルを見据えて他校よりも厳しい設定となっているなど、現場を熟知した医療人からの提言として活用しています。また、近年進んでいる学生の多様化に対しても、一人一人の個性を見極めた上で指導方針を立て、その情報を専任教員と共有するなど、兼任教員が医療人の先輩としての立場から学生指導にあたっているメリットを存分に発揮した提言がなされています。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前に兼任教員にシラバス作成を依頼し、授業内容・評価方法等について、本校の方針に基づき、医療現場の状況に即した内容となっているかの確認・調整を行っています。実践的な知識・技術の教授を目的としているため、実際の現場で行われている治療等の最新情報を反映した授業内容を目指していますが、特に鍼灸業界は求められる知識や技術も幅広く、専門分野もそれぞれの鍼灸師によって異なるため、授業内容について偏りがないように注意しています。成績評価については、兼任教員は全員が教員条件を有していることから、シラバスに基づいて単独で評価を実施していますが、専任教員と共に実技・実習・演習科目を担当する場合は、評価方法についての検討及び評価結果の決定に関して、専任教員と同様に関与していただいております。できるかぎり外部医療資格者としての意見を取り入れるようにしています。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
基礎はり・きゅう実技	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	はり実技では、毫鍼による基本実技を知り、正確かつ安全に身体へ施術することができることを目指します。きゅう実技の基本実技を知り、正確ですばやく、かつ安全に人体に施灸することができることを目標とします。	米山鍼灸院
鍼灸診断治療学Ⅰ	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	鍼灸臨床において遭遇する代表的な症候について、実際の臨床に即した診察・検査を通して、診断の組み立てや治療方法についての知識、技能、態度を身につけます。またカルテについて理解し、問診、理学検査からカルテを作成することができることを目指します。	永澤鍼灸院
経絡経穴取穴実技	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	経絡経穴概論で学習した知識をふまえ、経穴の要穴を学習するとともに、経穴の局所解剖を学習し、正確な位置を取穴できるようにします。	学園前ファミリー鍼灸院

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人森ノ宮医療学園研修規程に基づき、計画的に教員を企業等と連携した研修に参加させています。同規程第3条3項に規定された学外研修により、実務に関する知識、技術、技能の修得を職場研修と合わせ向上させるものとしています。さらに、教員の資質を向上させるには、教育分野ばかりでなく、社会の動向や学校経営手法およびマネジメント能力の知識も必要と考え、研修を行っています。研修の参加にあたっては、法人本部が、所属長と協議の上、各教員の専攻分野はもちろん、教員として必要なその他の分野の知識を考慮し研修計画を定めています。研修計画は法人本部の承認を得た後、所属長を通じて該当教員に通知され、実際の研修への参加という流れになっています。研修後は研修結果の精査が行われ、次年度以降のより有効な研修の実施に向けた検証が行われます。

#### (2) 研修等の実績

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第73回公益社団法人全日本鍼灸学会学術大会 連携企業等: 公益社団法人全日本鍼灸学会

期間: 令和6年5月24日(金)～令和6年5月26日(日) 対象: 教員

内容 つながり、通じ、いかす鍼灸～多様性の探求と連携医療への展開～

##### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 公益社団法人東洋療法学校協会第46回教員研修会 連携企業等: 公益社団法人東洋療法学校協会

期間: 令和5年8月24日(木)、25日(金) 対象: 教員

内容 Well-being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携

#### (3) 研修等の計画

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第74回公益社団法人全日本鍼灸学会学術大会 連携企業等: 公益社団法人全日本鍼灸学会

期間: 令和7年5月30日(金)～令和7年6月1日(日) 対象: 教員

内容 女性のみかたⅡ - フェムテックによる女性のWell-beingに貢献する鍼灸-

##### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 公益社団法人東洋療法学校協会第47回教員研修会 連携企業等: 公益社団法人東洋療法学校協会

期間: 令和6年8月8日(木)、9日(金) 対象: 教員

内容 不易流行 - デジタル化が教育現場で多用される時代に感性を見つめ直す -

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

森ノ宮医療学園専門学校 学校関係者評価に関する自己点検・評価委員会規程施行細則に定めのある通り、本校における学校関係者として、校長、鍼灸師関連団体役員、本校卒業生、学生の保護者、高等学校校長あるいは経験者などからそれぞれ選定し、学校関係者評価専門部会委員会として学校関係者評価を行っています。鍼灸業界に精通している委員のみならず、保護者や高等学校校長経験者を委員として選定していることで、幅広い議論・評価を行うことができ、評価結果は自己点検・評価委員会を経て、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと上申され、教育活動及び学校運営に反映されます。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(2) 学校運営	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(3) 教育活動	各学科の教育目標、育成人材像はその学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか、他8項目
(4) 学修成果	就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか、他3項目
(5) 学生支援	就職に関する体制は整備されているか、他7項目
(6) 教育環境	設備・施設は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、他2項目
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は、適正に行われているか、他3項目
(8) 財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか、他3項目
(9) 法令等の遵守	法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、他3項目
(10) 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか、他1項目
(11) 国際交流	(評価実施せず)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

医療資格者関連団体役員である委員から「鍼灸治療とは如何なるものかを知らず、自らが受療したことが無い学生が増えている」とのご指摘がありましたので、ご協力いただける鍼灸院で無料にて体験受療を行う事の出来る制度を設けることといたしました。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
廣野 敏明	大阪府鍼灸マッサージ師会	令和6年4月1日～令和7年3月31日(任期更新)	企業等委員
金光 寛和	大阪府柔道整復師会	令和6年4月1日～令和7年3月31日(新規)	企業等委員
赤丸 敏行	なし	令和6年4月1日～令和7年3月31日(任期更新)	卒業生等
浜田 暁	森ノ宮医療学園校友会	令和6年4月1日～令和7年3月31日(任期更新)	PTA

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/schoolguide/information>

公表時期: 令和6年1月22日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に基づいて、本校の教育活動の状況を広く周知することは、鍼灸師養成校としてのみならず、高等教育機関としての責務であると考え、本校Webページ、広報誌およびその他により、多岐にわたる情報を提供しています。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	本校について、他
(2)各学科等の教育	入学案内、学科紹介、コース紹介、カリキュラム紹介、他
(3)教職員	講師紹介、他
(4)キャリア教育・実践的職業教育	学生サポート、他
(5)様々な教育活動・教育環境	年間スケジュール、クラブ活動紹介、他
(6)学生の生活支援	みどりの風クリニック/みどりの風鍼灸院、みどりの風保育園、他
(7)学生納付金・修学支援	学費・奨学金、他
(8)学校の財務	事業報告書、決算報告書、監査報告書、他
(9)学校評価	自己点検・自己評価報告書、学校関係者評価報告書、他
(10)国際連携の状況	
(11)その他	はりきゅうミュージアム、研究活動報告、他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/schoolguide/information>

公表時期: 令和6年4月1日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸学科 (昼間部))															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		心身健康科学Ⅰ	人間のこころとからだは密接不可分であるとする心身一如(心身相関)の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得する。	1通	30	2	○			○			○	
2	○		心身健康科学Ⅱ	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識する。	1通	30	2	○			○			○	
3	○		心身健康科学Ⅲ	心理学にもとづく客観的な視点で自分を捉えるとともに、他者との関係構築について理解を深め、日常生活や医療現場におけるコミュニケーションの図り方を考えることができる。	1通	30	2	○			○			○	
4	○		生物学	生理学や解剖学を学ぶ上で必要な生物学の基礎知識の習得を目標とする。	1前	48	3	○			○			○	
5	○		国語	医学用語、特に東洋医学用語に慣れていくとともに、東洋医学の基本知識を身につける。また患者さまをはじめとする人とのコミュニケーションの取り方、併せて一般的な常識力をつけていくことを目的とする。	1前	24	1	○			○			○	
6	○		保健体育	身体活動がどのような仕組みで成り立っているかを考えることは、医療人として患者をより健康に導くために必要な要素である。そのため本講義は、運動の基礎となる骨格や関節の構造、周辺の代表的な筋の機能や生理学的応答、および運動時の傷害について理解することを目標とする。	1前	24	1	○			○			○	
7	○		医療と健康	健康の概念について学習する。社会的ニーズの多様化に適切に対応できる能力を身につける。健康と鍼灸治療の関りについて見識を高め理解する。	1後	48	3	○			○		○		
8	○		解剖学Ⅰ	人体の骨格の基本である骨について学ぶ。	1前	24	1	○			○			○	

9	○		解剖学Ⅱ	人体の構造について、消化器、循環器、呼吸器、泌尿器、生殖器、内分泌を中心に学習する。鍼灸臨床で遭遇する疾患の基礎となる人体の構造を理解できるようなる。	1通	48	3	○			○	○			
10	○		解剖学Ⅲ	頭蓋骨・中枢神経及び感覚器についてそれぞれの名称、働きを学習する。末梢神経においては特に脳神経を主体に学び経路・基本的機能を頭蓋骨を踏まえて学習する。また視覚器・平衡聴覚器について学習する	2通	72	4	○			○		○		
11	○		生理学Ⅰ	医療人として必要な知識を積み上げる。臓器の働きと機能を学び代謝（身体の中の物の流れ）を理解し、正常（健康）な身体の維持のメカニズムを把握する。	1後	48	3	○			○		○		
12	○		生理学Ⅱ	人体におけるそれぞれの機能的役割を正確に理解し、統合的な人体の仕組みを説明できる。医療人として必要な知識を積み上げる。身体（臓器）の働き（機能）を学び、代謝（身体の中の物の流れ）を説明できるようになり、正常（健康）な身体の維持のメカニズムを理解する。	2通	72	4	○			○		○		
13	○		生理学Ⅲ	人体におけるそれぞれの機能的役割を正確に理解し、統合的な人体の仕組みを説明できる。	3前	24	1	○			○		○		
14	○		運動学	鍼灸師として必要な知識・技術を習得するための基礎として、筋の構造、局所解剖について理解し、また体表観察を行うための基礎を学習することを目的とする。筋の起始・停止・作用・支配神経、また筋の構成に関与する組織についてその働きを学習する。	1後	48	3	○			○				○
15	○		病理学概論Ⅰ	医療従事者として必要な病態についての病理学的な知識（機能の異常、疾病の種類、原因、形態、成り立つ機序）を西洋医学の立場から学習し、鍼灸施術に役立てることができる。	2後	48	3	○			○				○
16	○		病理学概論Ⅱ	医療従事者として必要な病態についての病理学的な知識（機能の異常、疾病の種類、原因、形態、成り立つ機序）を西洋医学の立場から学習し、鍼灸施術に役立てることができる。	3前	24	1	○			○				○
17	○		臨床医学各論Ⅰ	現代医学領域（内科・脳神経系を中心）の代表的な疾患についての知識を習得し、病態生理と診断学における基本的事項を理解し、診断の組み立てと治療方法について理解する	2通	72	4	○			○				○
18	○		臨床医学各論Ⅱ	整形外科領域の代表的な疾患についての知識を習得し、運動器の病態生理学と診断学における基本的事項を理解し、診断の組み立てと治療方法について学習する。	2前	24	1	○			○			○	
19	○		臨床医学各論Ⅲ	一般内科の呼吸器を中心に内分泌・代謝疾患も含め主な疾患について概念を理解し、その疾患の症状、西洋医学的な検査法や治療法についても学び、鍼灸師として求められる病態の把握ができるようになる	3前	24	1	○			○			○	



20	○		応用診断学	各科の疾患について概念を理解し、その疾患の症状、西洋医学的な検査法や治療法についても学び、鍼灸師として求められる病態の把握ができるようになる。また、多くの疾患を学ぶことで個々の疾患ばかりでなく、他疾患との鑑別の要点が把握出来るようになる。	3後	56	3	○			○		○		
21	○		リハビリテーション概論Ⅰ	リハビリテーション医学全般を理解する。多職種と協働するための基礎知識を身につける。	3前	24	1	○			○			○	
22	○		リハビリテーション概論Ⅱ	鍼灸師に必要なリハビリテーションの知識・技術を修得し、臨床の場で生かせる事ができるようにする。またリハビリテーションの立場から今後、鍼灸師に期待される役割を考察する。	3後	38	2	○			○			○	
23	○		医療概論	医療人としての心構えを確認すると共に、東洋医学の理論を学び東洋医学独特な物の見方や考え方に触れる。また、身近にある物・季節・様々な現象などを例に挙げ東洋医学の思想と絡めて基礎的な東洋療法の知識を修得する。	1前	24	1	○			○				○
24	○		関係法規	鍼灸師として業務に従事する上で「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」とその業務や医療従事者一般として必要な医療福祉法を中心に学習する。	3後	16	1	○			○			○	
25	○		衛生学・公衆衛生学	近代社会の興隆の中で公衆衛生がどのように生まれ発展し、社会の中でどのような役割を担っているかを知るとともに、直面する様々な課題を通して地域で進めるべき健康づくりの方法や人々の健康を支える基盤づくりについて学ぶ。	1後	48	3	○			○				○
26	○		東洋医学概論Ⅰ	すでに学習した東洋医学の根本思想が重要であるため、陰陽学説、五行学説等の復習した上で、東洋医学的哲学思想に基づく生体観の見方や考え方の知識を修得する。精・気・血・津液の病理・病証を理解させると共に、臓腑の生理機能を理解することにより病理・病証を理解することができる。また経絡の概念と病理・病証を理解させる。	1後	48	3	○			○				○
27	○		経絡経穴概論	経絡経穴概論は学校在籍中全ての学年・学期に登場する科目である。その中で1年次には入門編という位置づけとし、経絡の種類・それに属する経穴名、経穴を取穴する為に必要な解剖学的知識などを学習する。	1通	72	4	○			○				○
28	○		はり理論・きゅう理論Ⅰ	鍼灸の基礎知識として、器具、技術、衛生的処置、刺鍼法、灸法を理解する。	2前	24	1	○			○				○
29	○		はり理論・きゅう理論Ⅱ	現在までの鍼灸治効に関する研究や諸学説を基に臨床に応用できる知識を身につける。	3前	24	1	○			○			○	
30	○		経絡経穴演習	経絡の意義や概要、および経穴の取穴、要穴、局所解剖、主治等を総合的に学習する。	3後	18	1	○			○			○	

31	○		応用鍼灸学	鍼灸の基礎知識として、治効理論および臨床応用を理解、説明できる。	3前	20	1	○			○		○		
32	○		診察概論	臨床系の基本教科として、医療者としての心構え、実践意識を育てる。	2通	72	4	○			○			○	
33	○		東洋医学概論Ⅱ	1年生で学習した東洋医学概論の概要を復習しながら、最終的には自ら弁証論治の組み立てができるように理解を深める。東洋医学的診断、治療の法則を理解し、活用できる自分の知識へと繋げていく。東洋医学的診断ができ、最終的には自ら証を立て治療の組み立てができるように理解を深める。	2通	72	4	○			○				○
34	○		体表解剖学	解剖学は、人体の構造・形態を観察し、構造および形態と機能との関連を的確に理解することを目的とする。体表解剖学では、今まで学習してきた解剖学を総合して理解を深めるとともに、鍼灸臨床に応用できる知識を習得する。	3前	48	3	○			○			○	
35	○		病態生理学	医療従事者として必要な病気についての基礎的知識（疾病の種類、原因、形態、成り立つ機序）を西洋医学の立場から学習し、鍼灸施術に役立てることができる。	3前	22	1	○			○			○	
36	○		中医各論	鍼灸師として、日常によく遭遇する疾患の病態や治療を現代医学的・東洋医学的視点から理解することを目標とする。	3前	40	2	○			○			○	
37	○		東洋医学臨床論Ⅰ	鍼灸師として、日常によく遭遇する疾患に対して治療を行う際、必要な東洋医学の考え方や知識を習得することにより、種々の病証の発生メカニズム並びにその治療についての基本知識と技能の理解と簡単な応用ができる。	2後	48	3	○			○				○
38	○		東洋医学臨床論Ⅱ	鍼灸師として、日常によく遭遇する疾患に対して治療を行う際、必要な東洋医学の考え方や知識を習得することにより、種々の病証の発生メカニズム並びにその治療についての基本知識と技能の理解と適切な応用ができる	3前	24	1	○			○				○
39	○		社会はき学	「あはき師」がおかれている我が国の医療制度の問題点や医療面接の方法について学習する。また研究手法についても学習する。	2通	16	1	○			○			○	
40	○		適応症特論	一般臨床で多い症候について、問診・視診・触診・検査などの所見から疾患を推察し、鍼灸適否の鑑別を行えるようになる。	2通	24	1	○			○			○	
41	○		基礎はり・きゅう実技	鍼灸師に必要な毫鍼による基本実技を知り、正確かつ安全に身体へ施術することができる。 鍼を受療し、身体の変化を体感する	1通	150	5				○	○		○	○
42	○		経絡経穴取穴実技	1年生の経絡経穴概論で学習した知識をふまえ、経穴の要穴を学習するとともに、経穴の局所解剖を学習し、正確な位置を取穴できるようにする。	1通	72	2				○	○		○	○

43	○		鍼灸診断治療学	鍼灸臨床において遭遇する代表的な症候（めまい難聴・顔面麻痺・頭痛）について、実際の臨床に即した診察・検査を通して、診断の組み立てや治療方法についての知識、技能、態度を身につける。またカルテについて理解し、問診、理学検査からカルテを作成することができる。	2通	150	5			○	○	○	○	○
44	○		応用鍼灸実技	実技（医療面接、診察、治療、カルテ記載）の総チェック。互いに患者と治療者となり自分の技術のチェックを行う。	3前	66	2			○	○	○		
45	○		臨床取穴実技	1年・2年で学習した経絡経穴と現代医学的意義をふまえ、部位別での経穴の局所解剖と十四経での要穴を中心に復習するとともに、部位別での経穴の取穴を完全にマスターできるようにする。また、経穴への刺鍼・施灸と有害事象について、局所解剖を元に理解することができるようにする。	3前	30	1			○	○	○		
46	○		臨床実習Ⅰ	臨床の場で鍼灸治療を学ぶ。単に疾患、病態だけではなく、病める人としてとらえ、鍼灸治療を行っていくなかで実際に患者さんに接して、患者さんと鍼灸師の人間関係のあり方、医療人としての自覚を身につける。	1通	45	1			○	○	○		
47	○		臨床実習Ⅱ	臨床の場で鍼灸治療を学ぶ。単に疾患、病態だけではなく、病める人としてとらえ、鍼灸治療を行っていくなかで実際に患者さんに接して、患者さんと鍼灸師の人間関係のあり方、医療人としての自覚を身につける。	2通	45	1			○	○	○		
48	○		臨床実習Ⅲ	臨床の場で鍼灸治療を学ぶ。単に疾患、病態だけではなく、病める人としてとらえ、鍼灸治療を行っていくなかで実際に患者さんに接して、患者さんと鍼灸師の人間関係のあり方、医療人としての自覚を身につける。	3通	90	2			○	○	○		
49	○		応用生理学	人体におけるそれぞれの機能的役割を正確に理解し、統合的な人体の仕組みを説明できる。	3後	36	2	○			○	○		
50	○		環境学	疾病予防と健康の保持・増進の為の行動・活動の全般についての知識を習得する。	3後	20	1	○			○			○
51	○		応用診察論	患者の訴える症状や外見上で得られる様子から病態を推測し、診断に必要な診察所見を選別していく能力を身につける。鍼灸師として患者にとって適切な治療法を提示するために正確な鑑別診断ができることを目標とする。	3後	30	2	○			○	○		
52	○		中医概論	東洋医学概論の概要を理解し、東洋医学的思想から病態の把握、診断、治療の法則を理解する。	3後	32	2	○			○			○
53	○		基礎医学演習	東洋医学的アプローチで、診察・治療の手順を訓練し、治療効果から診察過程にフィードバックする力を養う。	1通	66	4	○			○	○		

54	○		総合医学演習	東洋医学的アプローチで、診察・治療の手順を習熟に向けて訓練し、治療効果から診察過程にフィードバックする力を養う。東洋医学的診察法と治療の力量を高める。	3後	40	2		○	○	○			
55	○		総合演習Ⅰ	鍼灸院を開業されている卒業生の治療院を見学し、実際に治療にふれ、鍼灸院の現状を確認し、これから学ぶことについての理解を深める。また、コミュニケーション能力を身につける。	1通	70	4		○	○	○			
56	○		総合演習Ⅱ	学外で実施されている関連学会に参加することや、解剖見学実習を実施することにより鍼灸の知識を深め、卒業後の臨床に役立てることができるよう学習する。	2通	80	5		○	○	○			
57	○		総合演習Ⅲ	国家試験に向けて3年間の総復習を行うとともに、学会、受療体験などを通じて、卒業後のイメージをわかせるようにする。	3通	100	6		○	○	○			
合計					57 科目			2662 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：定められた全ての単位を修得し、卒業試験に合格のうえ、授業料等定		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：必修科目を修得		1 学期の授業期間	23 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。